

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職員ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

(20年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
名寄市	50.3 歳	16 人	357,654 円	384,628 円	369,243 円	—	—	—	—
学校用務員	55.2 歳	5 人	381,772 円	409,819 円	396,272 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.81
	(53.7 歳)	(10 人)	(227,454 円)	(234,673 円)	(227,454 円)				(1.04)
病院調理員	38.2 歳	5 人	294,835 円	343,904 円	320,235 円	調理士	43.4 歳	244,800 円	1.40
	(54.8 歳)	(14 人)	(179,128 円)	(213,297 円)	(179,128 円)				(0.94)
病院ボイラー技師	56.3 歳	3 人	395,456 円	411,623 円	411,623 円	ボイラー工	53.6 歳	252,300 円	1.63
	(47.5 歳)	(2 人)	(178,096 円)	(229,419 円)	(178,096 円)				(0.91)
そ の 他	53.7 歳	3 人	384,608 円	405,029 円	398,108 円	—	—	—	—
	(47.9 歳)	(33 人)	(109,464 円)	(110,737 円)	(109,464 円)				—
北海道	47.9 歳	1,304 人	320,363 円	359,880 円	354,211 円	—	—	—	—
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	320,623 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	47.7 歳	—	303,102 円	325,939 円	316,383 円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額 (A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものである。

※ 「その他」とは、自動車運転手、学校給食員、老人施設における調理員である。

※ 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)を使用しています。(平成16年～18年までの3カ年平均)

※ 市職員は上段は正職員のデータであり、下段()内は、当該職種毎の臨時職員等を含めたデータです。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、雇用形態、年齢、業務内容等の点において完全に一致しているものではありません。

賃金構造基本統計調査は、企業規模10人以上で、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者を調査対象としたものです。

(2) 年齢別職員数

(20年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全 体	人	人	人	1人	2人	1人	人	1人	1人	2人	8人	人	16人
					(1)	(6)	(7)	(5)	(5)	(18)	(17)		(59)
学校用務員								1人			4人		5人
							(1)	(1)		(5)	(3)		(10)
病院調理員				1人	2人	1人				1人			5人
							(1)	(2)	(3)	(8)			(14)
病院ボイラー技師										1人	2人		3人
							(1)			(1)			(2)
そ の 他									1人		1人		2人
					(1)	(6)	(5)	(3)	(3)	(9)	(6)		(33)

※ 下段()内は、当該職種毎の臨時職員等の年齢別人数を記載。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

一般行政職と同じ行政職給料表（国家公務員の行政職俸給表（一）に準じたもの）を適用している。

イ 諸手当

一般行政職と同じ手当制度となっています。（「名寄市の給与・定員管理等について」を参照）

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じ4号給（55歳を超える職員は2号給）を標準として昇給を行っている。

2 基本的な考え方

名寄市では、新・名寄市行財政改革推進計画（平成19年2月策定）に基づき定員適正化計画を定めており、合併後の職員の定員については、簡素で効率的な組織を構築するため、事務事業の見直し等により削減することとしており、技能労務職員については、現在、新たな採用を抑制しております。

3 具体的な取組内容

- (1) 平成18年合併以後技能労務職員の退職者の不補充を進め、嘱託職員・臨時職員で補充することで職員の削減を図っております。
- (2) 給与について、給料は一般行政職同様独自削減中となっており、独自削減終了後の技能労務職員の給与については、他市等を参考に検討を進めていく考えです。各種手当においては、技能労務職員のみを対象として支給されている手当はありません。
- (3) 昇給について、技能労務職員だけでなく、全職員を対象に人事評価制度の導入を検討しています。

4 その他

技能労務職員については、今までも民間委託、嘱託職員・臨時職員の補充による退職者の不補充等により削減しておりますが、対象職員の多数が50歳以上（「1 現状 (2) 年齢別職員数」を参照）となっており、今後一層の削減が見込まれます。